

決 定 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 25 年 1 月 1 日から本市内の字の区域をもって、別紙のとおり字を新設する。

平成 24 年 7 月 23 日

伊豆の国市長 望 月 良 和